

平成 27 年第 1 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 平成 27 年 3 月 6 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成 27 年 3 月 6 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	中 井 元 信 君	副議長	繁 政 秀 子 君
1 番	小 菅 卷 子 君	4 番	益 田 芳 子 君
5 番	山 口 晃 司 君	6 番	上 原 貢 君
7 番	海 渡 弘 信 君	8 番	西 友 幸 君
9 番	中 村 勤 君	10 番	慶 徳 宏 昭 君
11 番	山 西 忠 次 君	12 番	木 田 圭 司 君
13 番	力 山 彰 君	14 番	岩 竹 博 明 君
15 番	加 島 久 行 君	16 番	中 村 武 弘 君
17 番	梶 川 三 樹 夫 君	18 番	林 淳 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
- ・行政報告
 - ・報告第 1 号 専決処分の報告について
- 5 請願第 1 号 小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願
- 6 第 1 号議案 平成 26 年度府中町一般会計補正予算（第 6 号）
- 7 第 2 号議案 平成 26 年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 8 第 3 号議案 平成 26 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 9 第 4 号議案 平成 26 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 10 第 11 号議案 府中町行政手続条例の一部改正について
- 11 第 12 号議案 府中町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 12 第 13 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 13 第 14 号議案 府中町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 14 第 16 号議案 府中町立保育所設置及び管理条例の一部改正について
- 15 第 17 号議案 府中町子ども・子育て支援法施行条例の制定について
- 16 第 18 号議案 府中町保育所保育実施条例の廃止について
- 17 第 19 号議案 府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について
- 18 第 20 号議案 府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 19 第 22 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 20 第 23 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 21 第 25 号議案 府中町火災予防条例の一部改正について
- 22 第 26 号議案 教育長任命の同意について
- 23 第 27 号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 24 議員提出第 1 号議案 府中町議会委員会条例の一部改正について
- 25 町長施政方針

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	和多利	義之	君
副町	長	佐藤	信治	君
教 育	長	高杉	良知	君
企 画 財 政 部	長	高石	寛智	君
総 務 部	長	寺尾	光司	君
福 祉 保 健 部	長	末釜	由紀夫	君
生 活 環 境 部	長	梶川	幸正	君
建 設 部	長	河中	健治	君
向洋駅周辺区画整理事務所	長	土手	澄治	君
消 防	長	中川	和幸	君
教 育 部	長	金藤	賢二	君
総 務 部 次	長	小川	博文	君
福 祉 保 健 部 次	長	立石	佳之	君
生 活 環 境 部 次	長	坂本	雅司	君
建設部次長兼下水道課	長	三浦	和治	君
向洋駅周辺区画整理事務所次	長	太刀掛	雅博	君
消 防 本 部 次	長	佐々木	和也	君
教 育 次	長	野津田	隆利	君
企 画 課	長	井上	貴文	君
財 政 課	長	増田	康洋	君
総 務 課	長	榎並	隆浩	君
職 員 課	長	神永	和明	君
福 祉 課	長	新見	公平	君
子 育 て 支 援 課	長	山西	仁子	君
保 険 年 金 課	長	金川	秀之	君
健 康 推 進 課	長	長西	弘子	君
住 民 課	長	大塚	圭子	君
町 民 生 活 課	長	金光	一隆	君

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

- 4 -

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間と決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

1月9日、広島県町議会議長会が開催され、協議事項として皆さんも御承知のとおり、2月19日開催の自治功労者表彰及び広報コンクール並びに当日の研修会についての事前確認をいたしました。

皆さんも参加されました2月19日の研修会においては、県議長会表彰として、在職30年以上の繁政議員、在職14年以上の中村勤議員、山西議員、木田議員、岩竹議員、中村武弘議員、梶川議員の自治功労表彰がございました。本当におめでとうございます。

なお、議会広報についても、写真の部において受賞をされました。

研修内容については省略させていただきます。

2月3日には、府中・坂地区水道整備協議会に出席しました。後ほど町長の行政報告がございますので、割愛させていただきます。

昨年の12月18日並びに2月24日には、安芸地区衛生施設管理組合議会の定例会に出席いたしました。

12月18日の会議では、組合の監査委員に私が選任されました。他の主な内容は、平成25年度決算などございました。

2月24日の会議は、平成27年度の予算関係でございました。この件につきましても、詳細については後ほど町長報告がございますので、割愛させていただきます。

なお、ただいまの報告に対する詳しい資料については、事務局がございますので、参考にしていただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いします。

○5番（山口晃司君） 皆さんおはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

昨年１２月定例議会以降、２月２日に委員会、２月２３日に委員会並びに協議会を開催しております。

２月２日の委員会では、組織機能に関する事務調査ということで、本年４月から新たにスタートする新教育委員会制度について概要説明を受けました。

また、２月２３日の委員会並びに協議会につきましては、委員会では行政視察の時期について協議し、協議会では３月定例会に向けた案件の概要説明を受けています。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 厚生委員会、上原委員長、お願いします。

○６番（上原 貢君） おはようございます。

厚生委員会は、１２月定例会以降、１月１５日と２月５日に委員会を、２月２６日に委員会と協議会を開催いたしました。

１月１５日と２月５日の委員会では、昨年の１２月定例会に当委員会に付託されました平成２６年請願第１号、小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願についての審議を行いました。これにつきましては、後ほど報告させていただきます。

２月２６日の委員会の内容につきましては、定例会前ということで、協議会において提出予定の案件についての説明を受けました。

また、付託案件の採決と委員会提出議案の決定、行政視察についても協議を行いました。

以上、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 建設委員会、益田委員長、お願いします。

○４番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２６日に委員会並びに協議会を開催しております。

委員会では、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査ということで、工事請負変更契約の締結について報告を受け、協議会では３月定例会へ向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 議会運営委員会、中村武弘委員長、お願いします。

○ 16 番（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降は、一昨日3月4日に議会運営委員会を開催しております。

委員会においては、今定例会の運営についてということで、12月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

また、この日の委員会で、今定例会に提出予定である選挙管理委員及び補充員の選挙については、選挙の公正の確保が難しいのではないかということで、現職の町内会長の指名推選は見合わせることを確認しております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 議会報特別委員会、林委員長、お願いします。

○ 18 番（林 淳君） 議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、議会報特別委員会は12月16日の定例会閉会后と、12月26日、1月14日と、きのう、3月5日の4回開催しております。

12月16日の委員会では、議会広報の編集に関する事務調査ということで、議会だより第136号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

12月26日の委員会では、編集として、原稿校正と写真調整を行っております。

また、1月14日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行い、発行前の調整を行っております。

きのう、3月5日の委員会では、この定例会の内容をお知らせする議会だより第137号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

また、印刷文字の大きさについては、文字が小さいという意見があり、また広報コンクルの審査員からも同様の文字が小さいと言われていることから、新年度、次に発行する3月議会をお知らせする議会報からは、文字を大きくしてより見やすい議会報をつくりたいというふうに思っております。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、監査委員報告をお願いします。

小菅監査委員。

○ 1 番（小菅卷子君） おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員小菅卷子の両名が実施をいた

しました。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成26年11月分を平成26年12月17日に、平成26年12月分を平成27年1月15日に、平成27年1月分を平成27年2月16日に実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、平成26年度第3期定期監査を平成26年11月4日から12月25日まで、企画財政部企画課及び財政課、生活環境部町民生活課を対象に実施をいたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し調査したところ、平成26年度に属する財務に関する事務は、適正に処理されておりました。

続いて、平成26年度第4期定期監査ですが、職員の通勤手当についてということで、平成27年1月5日から2月20日まで、総務部職員課、教育委員会総務課、消防本部消防課を対象に実施をいたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し監査したところ、職員の通勤手当に関する事務は適正に処理されておりました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

上原議員。

○6番（上原 貢君） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会について報告を行います。

これは平成27年2月2日、KKRホテル広島において午後1時から開催されたものでございます。議題といたしましては、選挙管理委員及び補充員の選任を行っております。これは各市町の選管の方が選ばれてます。広島市の選管の岡田義之さん、福山市の開原さん、三次市の深水さんですかね、東広島市の高橋さんというふうに選管の方が選ばれております。補充員も全部広島市の選管とか福山市の選管の方が選ばれております。

それから、監査委員の選任。これは広島県職員のOBでおられます加賀美和正さん



がＯＢの監査委員として選任されております。

続いて、平成２６年度後期高齢者医療特別会計の補正予算、これは可決承認されております。

次に、平成２７年度一般会計予算案ですね。これも可決承認されております。これは一般会計予算というのは、いわゆる事務費とか人件費のことです。主にね。ですから、額面的にはそう多くないんですが、平成２６年度で１０億５，５００万円、平成２７年度はちょっとふえまして４．２％増ですね、１１億２９万円となります。これは可決承認されております。

それから最後ですが、平成２７年度医療特別会計予算案が可決承認されております。医療特別会計予算というのが、いわゆる医療費ですね、中身の医療費、保険給付費用になります。これが平成２６年度は３，８２７億７４万円でございます。３，８００億円ぐらいですね。これが平成２７年度になりますと、４，００９億９，７００万円ということで４．８％増、いわゆる１８３億円の増となります。これは年々増加しておりまして、この医療の進歩ということですね。医療が進歩すると機械類も、それから医薬品とかいうもの全部上がってきますので、微増してきます。

ちなみに、後期高齢者の被保険者数の流れを少し申し上げます。平成２５年度で３６万７，０００人おられました。これが平成２６年度で３７万７，０００人、平成２７年度で３８万８，０００人と、１万人ずつ、約１万人ずつふえております。増加しております。この人たちが使う医療費は、１人頭約１００万円でございます。これも年々増加しておりまして、平成２５年度で９８万円、平成２６年度で１００万円、平成２７年度で１０２万円というふうに１人当たりの医療費も伸びております。

ということでたくさんありますけど、簡単に説明させていただきました。

以上です。

○議長（中井元信君） 以上で、全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第4に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。10時から再開をいたします。休憩。

（休憩 午前 9時52分）

（再開 午前10時00分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 皆さん、おはようございます。３月定例議会は、先ほど本日から１９日まで、暦日で１６日間と決定をいただきました。

委員会でも申し上げましたように、本定例議会には３１件の議題を提起をさせていただくと、中身も多々重要案件もございます。よろしく御審議方を冒頭をお願いをしておきたいと、このように思います。

それでは、早速でございますが、３点の町長報告をさせていただきたいと、このように思います。

まず最初に、平成２６年１２月１８日に、平成２６年度第２回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催をされ、出席をいたしております。議題は８件であります。

まず、１件目が専決処分の報告ですが、広島県市町総合事務組合の共同処理の事務に竹原市を追加するとともに、当該組合理約を一部改正をさせていただくと、こういうものでございます。

２点目が、監査委員の選任についてであります。当町議会中村勤前議長にかわり中井元信議長を選任したという内容で、選任に同意をさせていただいたと、こういうことでございます。

３件目と、４件目が、専決処分の承認についてでございますが、安芸クリーンセンターが所在する地番の変更に伴い、当該施設設置管理条例の一部を改正することと、人事院勧告に準拠して職員の給与、賞与を増額するため、職員の給与に関する条例の一部改正をするものでございます。

５件目が、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてでございますが、早期退職募集制度を国に準じて導入するため、必要な手続を定めると、こういう内容のものでございます。

６件目が、平成２５年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算の認定でございます。

まず、一般会計。これはし尿処理ですが、歳入が５億４，０００万円、歳出が５億１，２００万円で、差し引き２，８００万円が剰余金となっております。

次に、特別会計、これはごみの処理でございますが、歳入が１１億８，３６２万円、歳出が１１億２，９９５万円で、差し引き５，３６７万円が剰余金となっております。

各会計とも歳出面でより一層の経費節減に努めたことから、前年度に引き続き黒字決算となったという内容でございます。

7 件目と 8 件目が、平成 2 6 年度一般会計及び特別会計予算の補正でございますが、平成 2 5 年度の決算剰余金の繰り越しを受け、それに伴い市町の負担の軽減を行うものでございます。それぞれ原案のとおり同意、承認、認定、可決をさせていただきました。

続いて、2 点目でございますが、平成 2 7 年 2 月 2 4 日に平成 2 7 年第 1 回同組合議会定例会が開催され、出席をさせていただきました。議題は 5 件でございます。

まず、1 件目が、人事院勧告に準拠して給料表の水準を引き下げ及び管理職特別勤務手当の支給に関し、職員の給与に関する条例を一部改正するものでございます。

2 件目が、前述の 1 2 月定例議会において、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定を議決したと御報告したところでございますが、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正をするものでございます。

なお、今回の改正は、条例中の引用条文や表記の整理が行われたことが原因で、制度の内容はいささかも変わるものではないと、こういうことでございます。

4 件目が、平成 2 7 年度一般会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ 5 億 4, 5 0 0 万円で、前年度比 3, 6 0 0 万円の減額となります。

減額の主な要因としては、前年度に行ったし尿処理施設の修繕と、同施設及び組合管理棟の耐震診断業務が完了をしたことに伴う減額ということでございます。

5 件目でございますが、平成 2 7 年度特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ 1 9 億 8, 6 0 0 万円で、前年度比 7 億 7, 4 0 0 万円の増額となります。

増額の主な要因としては、前年度に引き続きごみ処理施設の長寿命化工事に伴うものでございます。

審議の結果、全てにおいて原案のとおり可決をさせていただいたということでございます。これが 2 点目。

最後に、3 点目でございますが、平成 2 7 年 2 月 3 日に平成 2 6 年度第 2 回府中・坂地区水道整備協議会が広島市水道局で開催され、出席をいたしました。

まず、1 件目は、平成 2 7 年度広島市水道事業会計予算案の報告ですが、収益的収支と資本的収支を合わせた予算規模は 3 9 0 億 7, 3 0 0 万円で、前年度に比べ 7 6 億 6, 6 0 0 万円減少をいたしております。

減少の主な原因といたしましては、人件費に係る退職給与引当金の繰入額の減などによるものとなっております。

また、平成２７年度末の利益剰余金は、６２億６，２００万円を確保する見込みと  
のことでございます。

２件目は、平成２７年度府中地区水道施設整備計画についてであります。府中浄  
水場の給水系統切りかえの施設整備計画等、基幹施設の整備などで、総事業費は  
２０億５，０００万円の投資をしていただくことになっております。通常年で言いま  
すと、大体２億円ぐらいの投資でございますが、給水系統の切りかえと大きな事業を  
やっておりますので、１０倍の２０億円の投資をしていただくと、こういうことにな  
っております。

工事内容につきましては、整備計画書を皆様方のお手元に例会どおり配付をいたし  
ておりますので、ごらんをいただければと、このように思います。

以上、３点の報告にかえさせていただきたいと、このように思います。よろしくお  
願いいたします。

以上です。

○議長（中井元信君）　ただいまの行政報告に対して質問のある方。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　聞き漏らしたか、いいがに聞いてないかもわかりませんから質  
問させてもらうんですけど、市町の今回剰余金が出たので負担減となって可決をした  
というのがありましたね。あそこはどのぐらいあって、どのぐらい市町が負担減にな  
るのかなと。報告の中にあつたんですよ、そういうふうに。

（「安芸衛管」の声あり）

安芸衛管。だから、その負担減がどのぐらいでうち方がどうなるんかいうのをもっ  
と詳しくちょっと教えてもらいたい。

○議長（中井元信君）　町長。

○町長（和多利義之君）　改めて再度申し上げますが、まず一般会計でございますが、  
歳入が５億４，０００万円、歳出が５億１，２００万円で、差し引き２，８００万円  
が剰余金、こういうことになっております。この点については、補正予算で負担金の  
軽減というものに対処していくと。本町の場合は、大体割合が２０％ぐらいというこ  
とに考えていただいたらいいかなと、こういうことでございます。

それと、特別会計。これはごみの会計ですが、これが歳入が１１億８，３６２万円、  
歳出が１１億２，９９５万円、差し引き５，３６７万円の剰余金が出たということで、

これも負担金の軽減をしていくということでございますが、大体これは4町でございます。1市4町じゃございません。4町になりますと、大体40%分が府中町のものになると、こういうふうにお考えいただいたらおおむね間違いないと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第1号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第1号 平成27年3月6日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細につきましての説明は、向洋駅周辺区画整理事務所長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

区画整地事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（土手澄治君） 皆さん、おはようございます。向洋駅周辺区画整理事務所長です。

報告第1号、専決処分の報告について、補足して説明いたします。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定に基づき行っております。

専決処分の内容でございますが、工事名、街区整備25-1工事。

工事場所は、府中町青崎東JR向洋グラウンド周辺でございます。請負金額は、当初契約金額が1億7,571万7,500円、平成26年3月18日に専決処分を行った1回目の変更額1億9,165万740円、今回の変更額は2億270万7,780円で、1回目の変更に対し1,105万7,040円の増額で、請負人は

広島市中区大手町四丁目 6 番 1 6 号 株式会社共立でございます。

この工事は、区画整理事業における画地整備を行うとともに、町道青崎中店線及び南小学校青崎東線の道路区域を確保するため、J R 向洋グラウンドに対しまして擁壁を築造する街区整備を行ったものです。昨年の 6 月議会にて専決処分の報告を行いましたが、その後新たに工事請負契約の変更が生じたので、報告を行うものです。

今回の主な変更の理由でございますが、平成 2 5 年 1 2 月、府中町議会において、公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書が採択されております。この意見書にもありますように、建設工事業者に対しましては、東日本大震災被災地の復興事業や景気回復に伴う建設工事の増加による資材の高騰や工事を担う人材不足が全国的に広がりつつあります。そのため、建設業者に対しましては、適正な工事契約を締結することはもちろんですが、契約中であってもその影響を発注者として補填する仕組みがございます。これは建設工事請負契約約款の第 2 5 条、賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更で、平成 2 6 年 2 月に公共工事の単価の変更とともに、広島県よりこの運用を厳格に行うよう通知が参っております。

この約款の第 2 5 条 6 項では、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーション、その他の予期することのできない特別の事情の発生により請負代金が著しく不当となったときは、請負代金の変更を請求することができるという項目でございます。

昨年の 4 月 1 日、受注者であります株式会社共立から、この約款に基づき請負代金の変更の協議に関し請求がありました。残工事金額と変更後の金額を精算したところ、約 1 6 6 万円の増額となりました。

また、J R 向洋グラウンドの南側、J R 線沿いでございますけれども、町道青崎中店線沿いに管径が 3 5 0 ミリ、延長が 6 5 メートルの雨水管と組み立て人孔を 2 カ所設置したもので、下流域にあります広島市の雨水管が昨年度末に整備されたことに伴いまして、本工事において府中町分の雨水管を整備することにより、J R 向洋グラウンドやその周辺の雨水の排水先を確保し、この工事に合わせ、J R 線高架事業に伴う仮線敷設予定箇所横の町道青崎中店線の道路整備や防護柵を設置し、暫定整備工事を追加したものでございます。これらの追加工事で、請負金額は約 3 8 1 万円の増額となっております。加えて、工事内容全体の数量の精算による変更を行いまして、4 7 6 万円の増額となっております。

以上、変更金額合計しますと１，０２３万８，０００円、これに消費税８％を適用しまして、総額で変更額が１，１０５万７，０４０円の増額となっております。

この工事は、平成２５年度、平成２６年度の施工で、完成検査を平成２６年１２月２４日に受け、本年１月に西日本旅客鉄道株式会社へ画地を引き渡しております。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２５年６月２１日、専決処分年月日は平成２６年１２月１８日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、報告第１号、専決処分の報告についてを終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第５、請願第１号、小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願を議題に供します。

本件につきましては、厚生委員会に付託いたしておりましたので、委員会の報告を求めます。

厚生委員会、上原委員長。

○６番（上原 貢君） それでは、厚生委員会の審査報告を行います。

平成２６年１２月議会において厚生委員会に付託を受けました請願第１号、小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願についてですが、請願審査報告書を朗読することにより、報告にかえさせていただきたいと思います。お手元に資料があると思います。

平成２７年２月２６日。

府中町議会議長 中井元信様。

厚生委員会委員長 上原貢。

請願審査報告書。

本委員会は、平成２６年１２月１６日に付託された請願第１号について、審査の結果、次のとおり決したので、会議規則第８０条により報告する。

請願第1号、小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願について、審査結果は不採択となりました。

請願審査意見ですが、今回の請願の趣旨は、抵抗力の低い子供の病気に係る医療費の自己負担について、現在府中町の制度においては、通院について6歳児までを、入院について小学校卒業までをそれぞれ無料化をしておりますが、通院においても小学校卒業まで無料化し、これにより子育て環境を改善して子育てを支援しようというもので、慢性疾患を持つ児童やその保護者にとって、医療費の負担がなければ治療を受けやすいという請願の趣旨は理解できる。

委員会において審議したところ、この請願の求める医療費の完全無料化を行えば、財政上長期の負担となり、また児童に対する医療費を膨張させる誘因となる可能性があり、そうならないためには、医療費の完全な無料化を行うよりは、定額かつ負担しやすい額の一部負担金を求めるなど、ある程度歯どめをかける制度のほうがよりよいと考える委員が多数あったところによります。

なお、委員会へ提出された資料によると、当町の乳幼児医療費助成事業に関する直近5年間における扶助費の年間決算額が約7,000万円、請願の求める制度を行えば、これに加えて年間約8,500万円の増加が見込まれることであります。

意見は以上です。以上が請願審査報告書の内容でございます。

また、これとは別に、委員会では請願を不採択とした審査報告に附帯決議をつけさせていただいております。これは請願が求める制度については、制度そのものに不都合があるわけではなく、財政的に実現が困難なものであり、町当局には今後も検討を続けてほしいという委員会の意見を反映させています。

町は、本請願が求める医療費の完全無料化の制度の実現について、今後も将来の財政見通し等の研究を続け、あらゆる機会を捉えて十分かつ慎重な検討を重ねるべきである。

なお、その際には、利用者の負担を現行制度より少なくし、財政的に負担のかかりにくい制度設計とすることを含めて検討することが妥当である。

以上が委員会からの附帯決議です。

以上、審査報告を終わります。

○議長（中井元信君） ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願ということで、厚生委員会、皆さん、6名の方で真剣な審議をいただいた結果、不採択となりましたが、その意向も酌みながらこの請願に対する賛成の討論を行わせていただきます。

まず、私が感じたのは、請願の趣意書を読んだ感想です。今、およそ日本の労働者ってというのは、賃金労働者、民間のですね、5千数百万人なんですね。ところが、1997年をピークに日本の労働者の賃金は約70万円減っております。年収で。これ、平均ですから、日本全体の労働者の賃金が毎月6万円ぐらいですか、月額にすると落ち込んでるんですね。しかもこの18カ月間というのは、日本の労働者の賃金はずっと目減りしてるんです。連続して。これらはいずれも国の資料に基づいている私の発言です。

しかも、僕はひどいと思うのは、実は雇用労働者のうち2,000万人の人たち、およそ4割ですね、の人が非正規雇用。中心は派遣労働ですが、パートタイマーとかアルバイトという状況です。なおかつ年収200万円に満たない労働者が1,100万人います。府中町も同じ状況だと思います。要するに、2割ぐらいの人たちは、1,100万人ですから約2割強なんですけど、年収200万円の賃金で暮らしてる。そういうときに、そういう置かれた状況の中で今度の請願を考えると、府中町でも2割の人たちは年収200万円の人たちによって養われたり、一緒に暮らしてるという状況です。

だから、そういうことを想定しながら、今回の医療費無料化、小学校1年生から6年生までの完全医療費の無料化というのは、やっぱり健康、命にかかわる問題だというふうに考えたほうがよい。そういう人たちへのまなざしというんでしょうか、見る必要があるというふうに思います。

2つ目に考えたのは、府中町は今でもそうですけど、子育てするなら府中町と言われてた伝統があります。最近でも、これはマンション界の調査、アンケートによるものですが、中四国で9県ありますよね。中四国9県で一番住みやすい町、府中町なんですね。こういうデータも出されております。

そして、府中町のまちづくりの基本になった、ことしが最後になります第3次総い
うのがありまして、これがすばらしいタイトルなんです。こんな町をつくろうよとい
うことで、和多利町長以下職員が努力してこんな町をつくろうっていうんで、これは
概要版なんですけどね、どういうふうに書いてあるかっていいますと、「ひとがきら
めきまちが輝く」、人がきらきらっとしてゐるってわけですね。生き生きしとるって
いう意味です。「オアシス都市ふちゅう」いうことで、この第3次総はことしが15年
目で終わるわけで、来年度、平成28年度からは第4次総に移っていくわけです。そ
の年からは、今まで15年間で1次、2次、3次、いずれも45年になるんですが、
やってきましたが、今後は10年単位で計画をつくろうということになっております。

やはり考えるのに、僕たち議員としてそういう町がつくった「ひとがきらめきまち
が輝くオアシス都市あきふちゅう」いうのを、やっぱり日常的に頭の中に置きながら、
どのようにしてすばらしい府中をつくるかいうのを、町長、職員の人たちと一緒に考
え、推進していくのが議員の役割だというふうに思っております。しかも、この構想
は、今言いましたように平成28年度から第4次総ということで、引き継いでいくと
いうことです。

今、府中町の子供たちのことを考えるときに、日本全体の情勢とやっぱりかみ合っ
て考えざるを得ません。私、府中町の子供たちも、これは日本全体の子供たちにも言
えることだけど、とても将来が明るいというふうに言えるような状況じゃない。例え
ば、1つ例を挙げて、1,000兆円の借金つくってるんですね、今日本の国は。本
年度の予算でも96兆円ぐらいだけど、4割は借金ですよ。1,000兆円の上にま
た36兆円ですか、借金をつくる。それを子供たちに残すんですよ。そういう国をつ
くってる。そして、さっき言いましたように4割は派遣労働、2割以上の人たちが
200万円以下の生活強要されてる。そういう子供たちを置き去りにしていいのか。
私たちにできることはないのか。

当面、具体的には3,747人の署名、せめて1年生から6年生までの子供たちに
医療費の無料化を実現してほしい。これを書いた人たちは、こういう人たちなんです
ね。府中町の税金を全部払ってる人です。僕たちの報酬も、あるいは職員の賃金も、
あらゆることに全部町民が払ってるわけでしょう。国から返ってくる交付税だって、
町民が国に払ってるお金の中から返ってくるものです。補助金もそうです。そういう
自分たちのお金をいわば府中町に預けた人たち、自分たちの税金とか保険料とかいう

名前で預けた人たちが、せめて子供の医療費を無料にしてほしい。むちゃな要求じゃないと思いますよ。一番困ってるし、一番切実な問題だというふうに思います。そういう意味で私はこの問題は、もちろん町長なんかは一生懸命考えていただいていると思いますけども、議員としても府中町と同じような思いを持って真剣にこの実現に取り組むべきだというふうに思います。

また、一部に国に対する意見書をどうかというような話も出ております。僕はこれは、趣旨は賛成です。しかし、日本の国の自治体の中で、さまざまな自治体の住民の人たちが実際に住民、その自治体で実現して、それが広がって行って、実は国がじゃあ国としてやりましょうっていうふうになってきた事案はたくさんあります。

だから、僕はこれからも、町長、議会も、この3,747人の署名を真剣に受けとめて、実現のために努力するということと、町長にもその努力を続けてほしいということと、あわせて国に対して意見書を出すというならば賛成です、それは。

しかし、それが自分たちの努力を放棄するとかいうことなしに、我々はその努力をするということとあわせて、国に対しても日本の未来を背負う子供たちの健康を守るために医療費の無料化をするっていうんなら大賛成。しかし、そのことがこの府中町という自治体の伝統あるこういう自治体を前進させるために国にも意見書を出すということで、賛成したいと思います。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 次に、採択することに反対の方の討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

確認をしておきますが、本採決は、本請願、医療費完全無料化に賛成の方の挙手を求めることになります。

お諮りします。

日程第5、請願第1号、小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 賛成少数でございます。よって、本案は不採択することに決定

いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第6、第1号議案、平成26年度府中町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第1号議案 平成27年3月6日提出。

平成26年度府中町一般会計補正予算（第6号）

平成26年度府中町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,352万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億2,641万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。第1号議案、平成26年度府中町一般会計補正予算（第6号）について、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしま

す。

８ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、保育所運営費負担金は、歳出民生費に補正計上しております私立保育所保育運営委託事業に係る特定財源で、１，５５１万３，０００円の増額補正です。

続いて、児童扶養手当等負担金は、歳出民生費に減額補正計上しております福祉事務所児童扶養手当給付事業に係る特定財源で、２，６１４万６，０００円の減額補正です。

次に、項 国庫補助金、目 地域住民生活等緊急支援交付金は、２種類の交付金を増額補正しておりますが、両交付金ともに国の補正に基づくもので、人口や財政力指数などをもとに配分が行われることになっております。現下の経済情勢などを踏まえ、地域における消費喚起策や生活支援策に対し交付される地域消費喚起・生活支援型交付金に４，３２８万１，０００円、まち・ひと・しごとの創生に向けた地方版総合戦略の策定や、これに関する実効的、先行的施策に対し交付される地方創生先行型交付金に３，７０５万４，０００円をそれぞれ計上しております。交付率は１０分の１０で、地域消費喚起・生活支援型交付金については１事業、地方創生先行型交付金については５事業を歳出に補正計上しております。

次に、款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、保育所運営費負担金は、国庫支出金と同様、私立保育所保育運営委託事業に係る特定財源で、７７５万６，０００円の増額補正です。

９ページです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、５，５４０万２，０００円の増額補正です。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町へ支払われるもので、２５０万５，０００円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

続いて、県証紙売払い収入は、歳出総務費に減額補正計上しております県証紙等購入事業に係る特定財源で、２７４万円の減額補正です。

続いて、プレミアム付商品券売払い収入は、歳出商工費に補正計上しておりますプレミアム付商品券発行事業において発行する商品券に係る売払い収入であり、１億８，４００万円の増額補正です。商品券１セット１万円の売払い価格に対し、１万８，４００セットの売り上げがあるものと見込んでおります。

次に、款 町債、項 町債、目 土木債、広島市東部地区連続立体交差事業債は、歳出土木費に減額補正計上しております広島市東部地区連続立体交差事業に係る特定財源で、当初予算額３１０万円を全額減額補正するものです。

１０ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 人事管理費、職員給与費事業（人事管理費）は、中途退職者２名分の退職手当２，５２８万７，０００円を増額補正するものです。

目 企画費、企画調査事務事業は、国庫支出金、地方創生先行型交付金の対象事業です。人口減少問題や地域課題に対する総合的、計画的な取り組みが定められたまち・ひと・しごと創生法に基づき、当町の総合戦略を策定する事業費を計上しております。人口動向、産業構造などの基礎調査や、住民アンケート調査、また有識者会議の開催などに係る経費、合計８８３万１，０００円を増額補正するものです。

次に、目 諸費、過誤納還付金事業は、乳幼児医療費など平成２５年度の福祉保健関連事業により収入した国庫支出金、県支出金の精算に伴う還付金として、過誤納還付金１３３万６，０００円を増額補正するものです。

続いて、県証紙等購入事業は、消耗品費２７４万円の減額補正です。県の手数料については、平成２６年１０月末をもって証紙を用いる制度が廃止され、現金などへ納付方法が切りかえられたところですが、それにより不用となった県証紙の購入費について減額を行うものです。

１１ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴うもので、国民健康保険特別会計繰出金６，８２６万円の増額補正です。

次に、目 老人福祉費、後期高齢者医療療養給付費負担金事業は、療養給付費負担金２，６３９万９，０００円の減額補正です。後期高齢者医療広域連合からの通知に基づく計上ですが、現在の給付状況から当初の見込みほどには増加が見られなかったことによるものです。

次に、項 児童福祉費、目 母子福祉費、福祉事務所（児童扶養手当給付）事業は、児童扶養手当支給金 7, 8 4 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正です。当事業は、今年度の福祉事務所開設に伴い、新たに県から移譲を受けた事務です。当該手当の支給は 4 月、8 月、1 2 月に行うことから、3 期分を当初予算に計上していたところですが、そのうち 4 月分については平成 2 5 年 1 2 月から平成 2 6 年 3 月分までの手当であることから、県と調整の結果、県が支給することとなったため、不用となった 1 期分について減額するものです。

次に、目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業は、運営費に係る国の支弁単価の増額改定がありましたので、当該措置に基づき保育所運営委託料を 4, 8 1 0 万 8, 0 0 0 円増額補正するものです。

1 2 ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 母子保健費、母子栄養管事業は、国庫支出金、地方創生先行型交付金の対象事業です。妊婦や出産の支援、また父親の育児参加の促進を目的として、父子手帳の購入や妊婦教室で使用する沐浴人形、妊婦体験ジャケットなどの整備に係る経費、合計 1 5 9 万 5, 0 0 0 円を増額補正するものです。

次に、項 清掃費、目 塵芥処理費、広域ごみ処理施設管理運営費負担金事業は、安芸地区衛生施設管理組合負担金 2 9 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正です。これは安芸地区衛生施設管理組合の今年度予算に地元対策費が計上されましたが、当町では当該負担分について当初予算編成時に計上していなかったことから予算不足が生じたものです。不足額は 1, 1 0 8 万 2, 0 0 0 円ですが、そのうち 8 1 2 万 7, 0 0 0 円は他事業の予算執行残からの流用により対応が可能ですので、その差額について補正するものです。

1 3 ページです。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費、プレミアム付商品券発行事業は、国庫支出金、地域消費喚起・生活支援型交付金の対象事業です。この事業は、全世帯を対象に府中町内の商店などで共通して利用できるプレミアム付商品券を発行し、地元の消費喚起、経済活性化を図るものです。

商品券は、1 セット 1 万円で販売しますが、2, 0 0 0 円分のプレミアムを付すため、商品券購入者は 1 万 2, 0 0 0 円分の買い物ができるという内容としております。商品券は町で販売を行い、商品券購入者は登録された商店などで買い物をを行い、商店

などは金融機関などで商品券と換金を行い、金融機関などは当該換金額を町へ請求するという制度設計を予定しております。換金の負担や商品券の印刷、システム開発等、合計２億３，４０６万５，０００円の増額補正です。

なお、この事業費は、商品券購入者が全世帯の８０％程度と設定し、単独事業費を措置の上予算化をしておりますが、交付金対象事業費は全世帯の７０％程度と見込まれます。今後の交付決定の状況を見ながらではありますが、できるだけ単独事業費が発生しない事業展開を図りたいと考えております。

次に、款 土木費、項 都市計画費、目 街路事業費、広島市東部地区連続立体交差事業は、連続立体交差事業負担金３４６万７，０００円の減額補正です。当初予算では、当該事業の見直しに係る検討業務経費や仮線部分の用地取得に対する負担金を計上しておりましたが、県において未執行となったため、減額するものです。

１４ページです。

款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費、消防団活動事業のうち消防団員退職報償金は、消防団を退職する５名の方に条例に基づき退職報償金を支給するもので、２５０万５，０００円の増額補正です。

続いて、同事業のうち業務用備品は、国庫支出金、地方創生先行型交付金の対象事業です。地域防災の担い手となる消防団員の確保、また安全装備品の拡充を図ることを目的として、防火服３６着分の購入費２３１万４，０００円を増額補正するものです。

次に、目 災害対策費、防災行政無線デジタル化整備事業は、実施設計委託が入札により安価に契約できたことに伴い、特定財源である国庫支出金２２３万２，０００円を他の事業で活用できることから、財源振替のみを行うもので、補正額はございません。

続いて、避難施設整備事業は、マンホールトイレ設置工事５００万円の増額補正ですが、当事業が先ほどの防災行政無線デジタル化整備事業から財源振替を受け、国庫支出金を活用する事業となります。避難所における災害用マンホールトイレの設置については、既に実施計画に計上済みで、来年度以降順次整備を行っていく予定ですが、府中中央小学校において今年度から来年度にかけて改築工事を行っており、当該工事に合わせてマンホールトイレの設置工事を行うことにより、工事費の二重投資を避け、事業の効率化を図ることが可能なため、前倒しして補正を行うものです。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 教育振興費、小学校教育振興一般事務事業は、国庫支出金、地方創生先行型交付金の対象事業で、教育振興用備品 1, 154 万 6, 000 円の増額補正です。情報通信技術を教育活動に取り入れることで、学びの場の多様化、事業の質の向上を図ることを目的に、各校 6 台分のタブレット P C、各校 1 台分の電子黒板を購入するものです。

15 ページです。

項 中学校費、目 教育振興費、中学校教育振興一般事務事業は、国庫支出金、地方創生先行型交付金の対象事業で、教育振興用備品 1, 276 万 8, 000 円の増額補正です。内訳としては、まず小学校と同様の目的により、各校 6 台分のタブレット P C、各校 1 台分の電子黒板の購入費として 444 万 3, 000 円を計上しております。

さらには、生徒の自主性、連帯感の意識向上、学校教育の一環としてのクラブ活動への支援を目的として、オーボエやチューバなどの各種楽器やサッカーゴールなどスポーツ関係備品の購入費に 832 万 5, 000 円を計上しております。

それでは、3 ページにお戻りください。繰越明許費です。

款 総務費、項 総務管理費、事業名、総務一般事務事業は、35 万円の繰り越しです。内容は、広島弁護士会新会館の建設に対する補助金ですが、当該建設のための掘削工事において石積みが出土したことにより、遺跡調査が行われ、年度内の完了が見込めなくなったため、繰り越しを行うものです。

続いて、事業名、企画調査事務事業は、883 万 1, 000 円の繰り越しです。内容は、先ほど歳出予算補正において説明させていただいたとおりですが、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、事業名、障害者福祉一般事務事業は、303 万 6, 000 円の繰り越しです。内容は、第 3 次障害者計画の策定に係る委託ですが、事前の統計データの整理、分析や、第 2 次計画の評価などに想定以上の期間を要したことから事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

次に、項 児童福祉費、事業名、保育所施設整備助成事業は、1 億 3, 998 万 5, 000 円の繰り越しです。内容は、金剛保育園の改築工事に対する助成ですが、当該改築工事が遅延しており、工期が延長されたことに伴い、出来高支払い分を除き繰り越しを行うものです。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、事業名、母子栄養管理事業は、１５９万５，０００円の繰り越しです。内容は、先ほど歳出予算補正において説明させていただいたとおりですが、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

次に、款 商工費、項 商工費、事業名、プレミアム付商品券発行事業は、２億３，４０６万５，０００円の繰り越しです。内容は、先ほど歳出予算補正において説明させていただいたとおりですが、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

次に、款 土木費、項 都市計画費、事業名、向洋駅周辺土地地区画整理事業は、４，３４３万６，０００円の繰り越しです。内容は、物件移転に係る補償費２件の移転交渉の状況から事業の完了が年度内に見込めないため、繰り越しを行うものです。

続いて、事業名、県施行街路事業負担金事業は、１，２４１万２，０００円の繰り越しです。内容は、青崎池尻線の整備に係る負担ですが、工法等の見直しや用地交渉の状況から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

４ページをお願いします。

款 消防費、項 消防費、事業名、消防団活動事業は、２３１万４，０００円の繰り越しです。内容は、先ほど歳出予算補正において説明させていただいたとおりですが、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

続いて、事業名、避難施設整備事業は、５００万円の繰り越しです。内容は、先ほど歳出予算補正において説明させていただいたとおりですが、議決後の着手となることから事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

次に、款 教育費、項 小学校費、事業名、小学校施設耐震化事業は、３億５，１４５万４，０００円の繰り越しです。内容は、府中中央小学校校舎の改築工事及び監理委託です。平成２６年１２月、くい工事前の試掘を行った際、コンクリート製地下ピット、またその周辺から油のようなにおいのする黒色の土砂が発見されたことから分析を行ったところ、土壌含有量の基準値内ではありますが、フッ素やヒ素の特定有害物質が検出されました。この不測の事態への関連調査や処理方法の検討などに日数を要することとなり、今年度執行予定額の全額について繰り越しを行うものです。

続いて、事業名、小学校教育振興一般事務事業は、１，１５４万６，０００円の繰

り越しです。内容は、先ほど歳出予算補正において説明させていただいたとおりですが、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

次に、項 中学校費、事業名、中学校教育振興一般事務事業は、1, 276万8, 000円の繰り越しです。内容は、先ほど歳出予算補正において説明させていただいたとおりですが、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

5 ページは地方債補正です。

起債の目的、広島市東部地区連続立体交差事業、限度額310万円の地方債について廃止を行うものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は10ページから15ページまでの歳出からページごとに行います。

まず10ページについて質疑ございますか。

9 番中村勤議員。

○9 番（中村 勤君） 10 ページの7 番企画費のところの企画調査事務事業、総合戦略基礎調査委託料というのがあるんですが、これは今から委託されるんでしょうから、どういうふうなあれをしたということというのは今現在即説明はつかないと思うんで、それが決まって、どういうものが調査委託されるときに出てくるか、出てきたか、それをわかった時点で教えていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（中井元信君） 要望ということでよろしいでしょうか。

○9 番（中村 勤君） はい。

○議長（中井元信君） 答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） ただいまの中村議員からの御質問、御要望ですが、この国の補正に乗りまして、この3月に補正予算をいただき、3月末までには新たな課題である府中町の地方版総合戦略の策定に向けまして、その体制の整備、それから詳細な策定スケジュール等を決めていきたいと考えております。策定に当たりましては、先ほど補正予算の説明でも申し上げましたが、有識者会議の意見を聞く、それから議

会の意見を聞く、そういう場も設けるように考えております。

非常に大ざっぱなスケジュールですが、今申し上げれるとすれば、現在当町では第4次総合計画の策定作業も行っておりますので、その総合計画の策定作業と並行する形で地方版総合戦略の策定作業も行っていきたいと。議会にお示しできる、素案をお示しできる、意見を聞ける場につきましては、年内、12月ごろを想定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に11ページについてございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に12ページについてございますか。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 母子保健費、これは地方創生型支援の中で使っていくと言われました。以前にも、今現在ファミリーサポート施設、これ今鶴江にありますけども、こういった施設に関して、もう少しわかりやすい場所に設置をしていただきたいという要望もしておりましたけども、こういった施設関係についてどうお考えなのか。

それから、人形を買われるということでしたけども、これは以前にもファミリーサポートの中でソフリエっていう、そういった方たちの男性の子供に対する支援ってありますか、沐浴等で使われたものだろうと思いますが、それに関して何体購入されるのか、そしてまたどういったところで使う予定をされているのかお聞きいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（長西弘子君） 益田議員さんからのベビー人形、沐浴人形についての御質問についてお答えします。

ベビー人形、今も沐浴実習ですくすくパパ・ママ教室の沐浴実習で使用しておりますけれども、耐用年数の過ぎたもの等の買い換え、それから新規追加するものを含め6体の購入を考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） この補正の案件とはちょっと離れるかもしれませんが

が、ファミサポの位置であるとか、それから案内の方法であるとかいうところがまだ十分ではないんでないかという御指摘は以前からいただいておりますので、実施主体とも協議しながら今後周知に努めますし、場所の移転というのはちょっとなかなか難しいとは考えておるんですが、周知の方法について検討してまいりたいと思います。

○議長（中井元信君）　　3 番 繁政議員。

○3 番（繁政秀子君）　　ここ、どうやって、どうしてここへ母子保健費にこういうのをやるいうの、どこがどうやって決めたんかいね。これ、ようわからんのよね。

ふるさと創生事業でやるんだったら、私は今町民の皆さんがおっしゃってるのは、この前誰かいね、大臣のお話を聞いたときに、ふるさとが活性化するようなことをやりなさいというのが大臣の話じゃったんですよ。これも活性化することにはなるんですが、要望としたら、町民が一番要望しとるのは、バス。バスが高いんですよ、今。外に出てどんどん、どんどん、どっか行きたいいうても、バスがないんですよ。だから、できればバスを1台、大型をね。町で今はどこに行ってもバスで研修に行っても、どこもバス乗って来るんですわ。府中町はタクシーで行くんですけどね、研修にね。本来なら町民の皆さんが一番望んどるのはバスなんです。

なぜかいうたら、すごく高いんですよ。バスを1台町民の皆さんが借りるいうたら、今運転手が2人絶対つかにやいけないんだそうです。ですから、20万円ぐらい要るんですよ。だから、どっかへ活動しにいこういうても、20万円もバス代要りよったら、お金がないから行かれんようになるとるんですよ。町のマイクロバス貸してもらおう思うたら、これもまた厳しゅうて、9時かな、時間も決まっとるし、4時半ぐらいに帰らんと追加の料金が出るようになるとるんですよ、町長さん。

ほいで、やっぱりふるさとを活性化するには、みんなが元気で外に出る。もう国民健康保険じゃ、何じゃいうのをどんどん使わんようにするには、やっぱり家におってもらわんほうが、家におってももらわんほうがいい言うちゃいけません。それが一番に望んどる、出てもらってね、元気で活躍してもらうんが一番だと私は思ってるし、町民の皆さんもどうかそういうようなお金が出るんじやったら、バスをかうてもらようによう言うといってもらえんかという要望があるんですが、これはふるさと創生で159万5,000円、これも母子栄養管理費の中で使われるんですが、できれば私はここで言うとかにや、初めてこれが出てきたけ言うんですが、バスを何とか考えてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。これと全く関係ないんじやけど。でも、

言うとかにゃいけん。

○議長（中井元信君） 町長。

○町長（和多利義之君） 言われることもわかったような気もするんですけども、過去を振り返ってみると、うちにもマイクロバスはあったんですね。それを改革で委託にしたんですね。そういうことでないわけじゃないんです。委託いう形にして効率化を図ったということなんですが、当時を振り返ると、大体遊んどることが多いんですね。そうあなたはおっしゃるけども、遊んどることが多いんですよ。それを運転手つけといてというのは不効率ということで、今はそういうふうな形にしたわけなんですね。そうなんです。

それと、言われはしませんが、ある団体だけがたくさん使うというようなこともあったり、いろんなことが中にあるんです。よりこの委託方式がいいんじゃないかということで、何か理論的に整理されたもんだったら、今委託で借りれるんじゃないかと思うんですがね。大いに理論的に整理できるものは、その中で活用していただいたらいいじゃないかなと。そんなに委託しとると高いいうことはないと思います。そういう私は今のお話を聞いてそう思うと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に 13 ページについてございすか。

16 番中村武弘議員。

○16 番（中村武弘君） 今の商工業振興費で、今、プレミアム付商品券を発行すると言われたんですが、これ、字のとおりできたものだけの購入、商品というのが、商品券こしらえた場合には、使うのが今言われた府中町でいう話ですけど、大体大型事業者のところへ半分以上が行くそうです。いうことは、府中町の商店なり事業者の零細な方のほうには、なかなか回らないという。ですから、同じこしらえられるんだったら、魅力ある商品券。今、1 つ言うたのは、要するにできたものに対して購入するか。早く言えば、耐震事業などやって、それにも適用ができるとかいうふうな、そういうもんだったら府中の業者などたくさんおられるはずですから、もう少しその中身がわかれば教えてください。

○議長（中井元信君） 町民生活課長。

○町民生活課長（金光一隆君） まず、1点目のこういったものが買えるかということなんですが、まだ現在、制度、この詳細な制度は設計中なので、ただ言えるのは、要は消費喚起ということなので、いわゆる商品券とかビール券とか図書券とかいう換金性の高いものとか、それからプリペイドカードとかいうものには使えないということになっておりますので、今現在はそこまでが今制度設計の中で考えているところでございます。

それとあと、大型店舗に集中するのではないかという御質問なんですが、これについては現在国の交付金で行う事業ですので、あくまでも消費喚起のほうは今、主となっておりますので、今後もし町の、これはわからん、単独でやるということになった場合については、その辺は考えるということにはなりますが、今回の国の交付金でやる事業については、趣旨は消費喚起が目的となっておりますので、一応大型店舗とか、今の地場の店舗を割合でどうにかするとかいうことは今考えてはおりません。

以上です。

○議長（中井元信君） 16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 要望ですが、再度言いますけど、できるだけ府中町の業者、特に零細に業者に振り向けるようにしてください。

以上です。

○議長（中井元信君） 8番西議員。

○8番（西 友幸君） 関連で、これはいつ発行されるのかということと、どこで販売されるのかということと、これ府中町だけしか使えないのかということと、期限がいつまで有効なのかという、この4点をお願いします。

○議長（中井元信君） 町民生活課長。

○町民生活課長（金光一隆君） まず、いつごろ販売するかということなんですが、これについても今から補正が通りまして詳細なスケジュール等については決めていきますが、おおむね6月中旬から7月中旬にかけて販売をいたしていこうと考えております。

それと、2点目の府中町だけで使えるかということなんですが、これは補正でも説明があったとおり、府中町内だけということになりますので、そういうことになります。

それとあと、使える、使用期限なんですけど、使用期限についてはこの交付金の消費喚起は短期型ということになっておりますので、今考えておるのが年末、平成27年の12月31日までと考えております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 8番西議員。

○8番（西 友幸君） まだ1問出てない。どこで売るんか出てない。

○議長（中井元信君） ちょっと答弁漏れ。

○町民生活課長（金光一隆君） 販売場所については、これもまだ未定なんですけど、たくさんの方が来られることが予想されますので、今考えておるのがくすのきプラザを使って販売をいたしていこうと考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に14ページと15ページ一括で何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

8ページと9ページの歳入一括で質疑ございますか。

9番中村勤議員。

○9番（中村 勤君） 8ページの2の国庫補助金の中で、節で地域消費喚起・生活支援型交付金というのと、地方創生先行型交付金というのが10分の10の国からの補助を受けてやられるようになると思うんですが、これ、最初に言った地方消費云々が1件と、その次の地方創生先行型交付金というのが5事業、5つの事業ということらしいですが、非常に興味があるので、新しい事業だと思うんで、その事業をこの事業だというふうな事業名を教えてください。

○議長（中井元信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） この国庫補助金、地域消費喚起・生活支援型交付金につきましては、使い道は1事業ということで、その1事業は商工費のプレミアム付商品券発行事業です。

それから、地方創生先行型交付金の使い道は5事業と申しました。その使い道は、

企画調査事務事業に上げております内容は、総合戦略の策定のための経費です。それから、母子栄養管理事業に上げております業務用備品等です。それから、消防団活動事業に上げております消防団員用の防火服の購入費であります。それから、小学校教育振興一般事務事業及び中学校教育振興一般事務事業に上げておりますタブレットＰＣ、それから電子黒板、中学校につきましては楽器及びクラブ活動で利用するサッカーゴール等のスポーツ用備品、これらの経費に充てております。

以上です。

○議長（中井元信君）　　９番中村勤議員。

○９番（中村　勤君）　　地域消費喚起・生活支援型交付金というのがプレミアム事業だということだったんですが、そのように言われたと思うんですが、額がそうしますと違うんですね。この国庫補助金は４，３２８万１，０００円になつとるわけですが、プレミアム事業はその額に届いてないと思うんですね。２億３，４００万円という、何がしという額だと思うんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（中井元信君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　１３ページの商工業振興費のプレミアム付商品券発行事業の事業費総額が２億３，４００万円余りとなっております。このうち事務費、事務費を除いた商品券の買い取りの負担金というのが、一番下の２億２，８００万円です。この２億２，８００万円というのは、補正予算のときに説明いたしましたが、１セット１万円で購入していただく、それも１万８，４００世帯分という予算で用意するというので、１万円の１万８，４００セットということですから、収入のほうで９ページの中段の諸収入、雑入のところで、プレミアム付商品券売払収入と、１億８，４００万円の収入が入ってきます。それを町が買い取るときには２０％のプレミアムをつけますので、その２０％相当額が３，６００万円になります。この１億８，４００万円の売り払い価格に３，６００万円のプレミアムをつけて買い取る価格が２億２，０８０万円ということですので、この歳出総額の２億３，４００万円に対応する収入は、９ページの諸収入のプレミアム付商品券売払収入１億８，４００万円と、国庫支出金４，３２８万１，０００円ということになります。

○議長（中井元信君）　　ほかになければ、次に３ページと４ページの第２表、繰越明許費について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に５ページの第３表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第６、第１号議案、平成２６年度府中町一般会計補正予算（第６号）について、
原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第６、第１号議案、平成
２６年度府中町一般会計補正予算（第６号）については、原案のとおり可決決定いた
しました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第７、第２号議案、平成２６年度府中町国民健康保険特別  
会計補正予算（第３号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第２号議案 平成２７年３月６日提出。

平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

平成２６年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６，８２６万円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３億９，６１４万７，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細につきましては、引き続き企画財政部長がいたしますので、よろしく願いを

いたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第2号議案、平成26年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、6,826万円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 保険給付費、項 療養諸費、目 一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費事業は、現時点の給付実績をもとに今年度の事業費を見込んだ結果、当初より増加するため、一般被保険者療養給付費の不足額6,826万円を増額補正するものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し歳入歳出一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第7、第2号議案、平成26年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、第2号議案、平成26年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第8、第3号議案、平成26年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第3号議案 平成27年3月6日提出。

平成26年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第3号議案、平成26年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足して説明いたします。

本補正は、繰越明許費のみの補正となっております。

1ページをごらんください。

款 事業費、項 下水道事業費、事業名、公共下水道整備事業は、2,328万円の繰り越しです。内容は、石井城地区の関連公共下水道26-5築造工事において、支障となる地下埋設物の移設工事が遅延したことに伴い、工期の延長を図る必要があるため、繰り越しを行うものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

1ページの第1表、繰越明許費のみでございます。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

日程第8、第3号議案、平成26年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、日程第8、第3号議案、平成26年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第9、第4号議案、平成26年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第4号議案 平成27年3月6日提出。

平成26年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)

平成26年度府中町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

府中町長 和多利義之

詳細については、引き続き企画財政部長がさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第4号議案、平成26年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足して説明いたします。

本補正は、繰越明許費のみの補正となっております。

1ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、事業名、基盤整備事業は、1億3,740万2,000円の繰り越しです。内容は、地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム「府中福寿苑」の整備に対する補助ですが、昨年8月の広島市豪雨災害により、重機を中心に工事が中断し、工期が延長されたことに伴い、繰り越しを行うものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質問を行います。

1ページの第1表、繰越明許費のみでございます。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第9、第4号議案、平成26年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、第4号議案、平成26年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） ここで昼休憩をいたします。再開は13時からといたします。

（休憩 午前11時38分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第10、第11号議案、府中町行政手続条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第11号議案 平成27年3月6日提出。

府中町行政手続条例の一部改正について。

府中町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、行政手続法の趣旨にのっとり、行政手続法の一部を改正する法律の施行に合わせ、府中町行政手続条例の一部を改正させてもらうものでございます。

詳細についての説明は、総務部長がいたさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第11号議案、府中町行政手続条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

最終ページの第11号議案の参考資料をお開きください。

まず、改正の趣旨でございますが、行政手続法の趣旨にのっとり、行政手続法の一部を改正する法律に施行に合わせ、府中町行政手続条例の一部を改正するものでございます。これは昨年、平成26年6月に、処分または行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実のため、行政手続法が一部改正され、本年4月1日から施行されることになっております。当該行政手続法では、地方公共団体の機関が行う行政指導及び条例等が根拠となる処分等の手続は適用除外とされておるため、行政手続法と同様の措置を講じるよう、このたび府中町行政手続条例を改正するというものでございます。

改正の概要ですが、まず（1）の行政指導の方法についてでございます。現行条例において、行政指導に携わる者は、その相手方に対して当該行政指導の趣旨及び内容



並びに責任者を明確に示さなければならないと規定しておりますが、それに加えて、行政指導に携わる者は行政指導をする際に、町が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使することができる旨を示すときは、その相手方に対して権限が行使できる根拠となる法令の条項、条項に規定する要件、要件に適合する理由を示さなければならないことを追加するというものでございます。このことによって、その行政指導の趣旨及び処分の適合要件を相手方に明確化させるというものでございます。

(2) の行政指導の中止等の求めでございます。これは法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた相手方は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、町の機関に対し、その旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとしておりまして、申し出を受けました町の機関は、必要な調査を行いまして、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないというものといたしたものでございます。

次に、(3) の処分等の求めでございます。これは何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思われるときは、その処分をする行政庁または行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができるものとしておりまして、申し出を受けた町の機関は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないものとしたものでございます。

最後、(4) でございます。これは府中町税条例の一部改正でございます。町税条例におきまして、町の徴収金を納付し、または納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導、つまり町での催告業務になるんですけど、これにつきましては行政手続条例の一部、文書の交付とか公表という行政手続条例の一部を適用除外という扱いにしております。このたびこの条例改正で引用する条文番号がずれますので、それを改正するというものでございまして、内容の変更はないというものでございます。

施行期日は国の行政手続法の一部を改正する法律の施行期日に合わせて、平成27年4月1日としております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第１０、第１１号議案、府中町行政手続条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１０、第１１号議案、府中町行政手続条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第１１、第１２号議案、府中町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第１２号議案 平成２７年３月６日提出。

府中町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

府中町消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２５年法律第４４号）第７条（消防組織法の一部改正）の施行に伴い、消防長及び消防署長の任命資格を定め、条例を制定するものでございます。

詳細については、引き続き総務部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第12号議案、府中町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを補足して説明をさせていただきます。

同じく最終ページの第12号議案参考資料をお開きください。

制定の理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、一般的に第3次地方分権一括法と言われているものでございますが、この法律におきまして、国からの義務づけ、枠づけの見直しが行われ、従前は国の政令において定められておりました消防長及び消防署長の任命資格について、市町村が政令で定める基準を参酌して、参酌基準ですけど、これを参酌してそれぞれの条例で定めることとされたため、今回新たに条例を制定するというものでございます。この国の政令の参酌すべき基準とは、その基準を十分参酌した結果であれば、その地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるというものでございます。

それでは、2の条例の概要について御説明をいたします。

（1）の消防長の資格でございますが、まず1項として、消防署員として消防事務に従事したもので、消防署長の職に1年以上あった者、次に2項として、府中町の行政事務に従事した者で、府中町職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表の6級以上の職、つまり消防職以外の職員で課長相当職以上の者で、かつ3年以上在籍している者は、消防長の任命資格を有するというものでございます。

1項は、国の参酌基準どおりですが、2項につきましては、国の基準とは異なる内容としております。国の参酌基準は、市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長等の職に2年以上あった者という規定でございまして、当町で当てはめれば、部長で2年以上ということになりますが、自治体の規模、職員数や消防職員の年齢構成などを考慮し、任命資格を有する者を拡大すべきだと判断いたしまして、課長職以上で3年以上の経験者としたものでございます。

なお、この基準は、今回から新たに取り入れるというものではございません。従前は、消防長の任命資格は国の政令で定められていると御説明いたしましたが、この政令の特例といたしまして、市町村が条例を定めれば、一部の任命資格を拡大させることができる取り扱いとなっておりました。この規定に基づきまして、府中町では府中

町消防長の任命資格を定める条例、今回廃止する条例ですが、この条例を定めまして、課長職以上で３年以上の経験年数を持つ者についても、消防長への任命資格があることとしておりましたので、実質の取り扱いは変わるものではございません。

次に、（２）の消防署長の資格でございますが、まず第１項として、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に１年以上あった者、２項として、消防司令補以上の階級に３年以上あった者について消防署長の任命資格を有すると定めるものでございます。これは参酌基準のとおりでございます。

次に、（３）ですが、先ほど説明いたしました、政令に基づく特例規定を定めておりました府中町消防長の任命資格をこのたびの条例制定に伴い、廃止するというものでございます。

３の施行期日ですが、施行日は交付の日からとしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第１１、第１２号議案、府中町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１１、第１２号議案、府中町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第１２、第１３号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第13号議案 平成27年3月6日提出。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例その他関係条例を整理するものでございます。

詳細については、引き続き総務部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第13号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを補足して説明をさせていただきます。

最終ページの第13号議案参考資料をお開きください。

制定の理由でございますが、先ほど町長が申しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例その他関係条例を整理するというものでございます。

今回の教育委員会の制度改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることが目的とされております。本条例案は、このうち教育委員長と教育長とを一本化した新教育長の設置に伴う条例改正となります。

これまでは、町長が議会の同意を得て5人の教育委員を任命し、その中から教育委員長を互選する一方、教育長については教育委員のうちから教育委員会が任命すると

ということとなっておりますが、今回の改正で責任体制、任命責任を明確化させるため、教育委員長については廃止され、教育長は議会の同意を得て町長が直接任命することとなりました。また、教育長の身分も整理をされまして、これまでは教育委員としては非常勤の特別職、教育長としては一般職ということで位置づけられておりましたが、今回の改正により常勤の特別職として位置づけられることになりました。これらのことによりまして、6本の条例の改廃が必要となります。その関係条例をこのたびあわせて整理するというものがこの条例の内容でございます。

2の条例の概要でございます。

まず、（１）教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことに伴う関係条例の整理についてでございますが、教育委員会委員長を廃止するという事で、ちょっと2枚戻ってもらって、条例の新旧対照表の1ページの下段、府中町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表のとおり、委員長の月額報酬の欄を削除するという事でございます。教育委員会委員長の廃止に伴って、その報酬欄を廃止すると、削除するというものでございます。

次に、新たな教育長の身分が常勤の特別職となることによる関係条例の整理で、教育長が一般職から特別職になることに伴いまして、これまで教育長の給料や勤務時間等を規定しておりました条例、府中町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を、これについては廃止を行います。

教育長の給与につきましては、町長、副町長と同様の扱いとなるため、新旧対照表の上段、1ページの上段、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例において、この中において規定するという事になるもので、この町長等の給料月額を規定しております表に教育長の給料月額を加えるというものでございます。

なお、教育長の給料月額は、現行と同額としております。

次に、新旧対照表2ページでございます。

府中町職員定数条例の一部改正ということでございます。これまでは、教育長は一般職たる身分を有していたため、規定中にあえて職員定数から除外するという文言を入れて、定数にカウントする職員の定義から外しておりましたが、特別職になることにより、その措置が不必要となりますので、規定中から教育長という文言を削除するという条文整理でございます。

次に、第4条による改正でございます。府中町特別職等の職員の退職手当に関する

条例の一部改正でございます。これも定数条例の改正と同様に条文整理でございますが、条例の題名及び本則の中に特別職等という文言が数カ所使われております。この特別職等の等は教育長を指しているもので、これまで一般職たる身分を有していた教育長は、この条例を適用させるために等という言葉を使用しておったというものでございますが、特別職になることによりその措置が不要となったため、等という言葉削除するというものでございます。

次に、新旧対照表、３ページ下段の附則第２号による改正で、府中町退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正でございます。この改正も府中町特別職等の職員の退職手当に関する条例の題名について、等という文字を削る改正を行うもので、その条例名を引用している同条例につきましても、改正後の条例名を引用する一部改正を行うと、等という字を外すというものでございます。

最後に、３の施行期日ですが、条例の施行日は平成２７年４月１日としております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第１２、第１３号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１２、第１３号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第１３、第１４号議案、府中町教育委員会教育長の勤務時

間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第14号議案 平成27年3月6日提出。

府中町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

府中町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するためでございます。

詳細については、総務部長が説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第14号議案、府中町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを補足して説明をさせていただきます。

第14号議案参考資料をお開きください。

まず、1の制定の理由でございますが、提案理由と一緒にですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するというものでございます。

今回、教育長が一般職から常勤の特別職に身分の取り扱いが変更されたことに伴いまして、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項が設けられまして、教育長は法律または条例の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないという職務専念義務に関する規定が新たに

設けられております。この条例に対応するために、教育長の勤務時間、休暇等の取り扱い、職務に専念する義務の免除に関する条例をこのたび制定するというものでございます。

次に、条例の概要でございます。

まず、（１）の教育長の勤務時間及び休暇等ですが、これにつきましては府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるものというものといたします。

次に、（２）の教育長の職務に専念する義務の免除についてでございますが、これも町の条例の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるものというものといたします。具体的には、研修を受ける場合や任命権者が定める場合は、職務専念義務を免除されることができるというものでございます。

施行の期日ですが、改正法の施行日に合わせまして、平成２７年４月１日からとしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第１３、第１４号議案、府中町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１３、第１４号議案、府中町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第14、第16議案、府中町立保育所設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第16号議案 平成27年3月6日提出。

府中町立保育所設置及び管理条例の一部改正について。

府中町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、児童福祉法の一部改正に伴い、府中町立保育所設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 第16号議案、府中町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

議案参考資料をごらんください。

子ども・子育て支援制度の施行に合わせまして、児童福祉法の一部改正が行われたことに伴い、府中町立保育所設置及び管理条例の一部改正を行うものでございます。

改正事項は、大きく2点ございます。

まず第1点は、保護者の委託という文言でございます。児童福祉法において、保育所の目的が規定された第39条の条文から、「保護者の委託を受けて」という文言が削除されました。新制度におきましては、施設と利用者の直接契約が基本となりますので、これまでのような市町村へ保育を委託するという形ではなくなるためでございます。ただし、私立保育園につきましては、当分の間これまでどおり市町村と利用者との間での契約とする特例措置が設けられております。これに伴いまして、第2条第1項及び第5条第1項中の条文を整理させていただきました。

2点目は、町立保育所の保育料の徴収根拠及び上限額や範囲に関する規定を設けたことでございます。新制度では、保護者が施設に直接保育料を支払う仕組みとなりま

すが、私立の施設につきましては、当分の間は従来どおり市町村が保育料を徴収することとされております。

一方、公立保育所におきましては、従来どおり市町村が保育料を徴収するものですが、法律上の徴収根拠等がなくなり、条例により保育料徴収根拠を規定する必要があるため、府中町立保育所設置及び管理条例に徴収根拠及び上限額等を規定させていただくものでございます。

なお、このことによりまして、私立保育園と公立保育所の間で保育料の額や保護者の方の手續に差が生じてくるものではございません。

施行期日は、平成27年4月1日とさせていただきます。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 関連なんですけど、ちょっと皆さんが聞いてくださいとおっしゃるものですから、ここの保育所なくなるよね、もうね。そうすると、その後どうされるんだろうかいうのを聞いてくださいというて。できれば、地域に避難場所というのが、なかなか下から上がってきたり、上のほうにはチェリーがあったりするんですが、もしよかったら何かの形で残してほしいという要望があるんですが、後の使い方、ここで聞いて申しわけないんですが、ちょっと聞いてくださいということで。

○議長（中井元信君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） ようやくといいますか、長い時間かかりましたが、平成27年度末をもって廃園の予定で今、事務を進めております。

当初、現在のチェリーゴード横のコミュニティー広場を、社会福祉法人F I G福祉会に売却をし、地域の広場がなくなった、なくなるということで、将来的には南保育所の跡地をそういう目的でというふうな予定ではございましたが、ちょっと今後、将来のことにつきましては、福祉保健部長としての立場でちょっとお答えすることができませんので。

○議長（中井元信君） ほかにありませんか。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 南保育所閉園後ですが、解体後の跡地の利用についま

しては、先ほど福祉保健部長が答弁されましたように、広場、コミュニティー広場の代替えの広場を確保するということと合わせまして、まだ計画にはなっておりませんが、まだ検討段階ではありますが、その周辺の整備も含めて、広場及び住民に開放できる広場とか公園のような広場といったものを現在検討をしてる段階です。

○議長（中井元信君） できれば、議案に関する質疑をよろしくお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第14、第16号議案、府中町立保育所設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、第16号議案、府中町立保育所設置及び管理条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第15、第17議案、府中町子ども・子育て支援法施行条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第17号議案 平成27年3月6日提出。

府中町子ども・子育て支援法施行条例の制定について。

府中町子ども・子育て支援法施行条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、過料に関する事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

引き続き、詳細の説明は福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 第17号議案、府中町子ども・子育て支援法施行条例の制定について、補足して説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法が制定され、本年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。子ども・子育て支援法においては、市町村は子供のための教育・保育給付に関し、保護者や施設、事業者に対して、報告や文書の提出などを求めることができることとされております。また、正当な理由なく虚偽の報告を行ったり、提出を拒んだりする場合には、過料を科す旨を条例で定めることができるとされております。

新制度では、家庭的保育事業者の参入、支給認定制度や給付制度の導入など、市町村が事業者や保護者に対して、報告や書類の提出を求める機会が大幅にふえることとなります。今後、府中町が適正な給付を行うために、事業者や保護者からの報告や書類などの確認を適正に行う必要がありますので、事業者や保護者の不誠実な対応を抑止するために、過料の規定を設けさせていただくものでございます。

過料の対象となる者、過料の対象となる行為については、議案参考資料にお示しするとおりでございます。

過料の額は10万円以下とし、情状に町長が定めることとしております。

最後に、施行期日でございますが、子ども・子育て支援法の施行日に合わせまして、平成27年4月1日とさせていただきます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

14番岩竹議員。

○14番（岩竹博明君） 虚偽の報告など、ここ直近、3年から5年、事例がありますか。件数を教えてもらえたら。

○議長（中井元信君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君） 具体的に何件っていう件数を数えているわけではありませんが、現在でも期限があるような在職証明書とか出た場合、期限が過ぎて次の

職業に行く間は、求職の申し立て、新たな届け出をしていただかないといけないんですが、こちらのほうが全部把握していないときに、実は仕事をやめていたということもございますので、そういったことがこれからだんだん書類出すものも厳しくなりますので、今回の制度に合わせて今回抑止ということでこの条例を上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかにないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第15、第17号議案、府中町子ども・子育て支援法施行条例の制定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第15、第17号議案、府中町子ども・子育て支援法施行条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第16、第18号議案、府中町保育所保育実施条例の廃止についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第18号議案 平成27年3月6日提出。

府中町保育所保育実施条例の廃止について。

府中町保育所保育実施条例を廃止する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、保育所における保育の実施基準は条例で定めていたが、児童福祉法の一部改正に伴い、法律で定めることになったため、府中町保育所保育実

施条例の廃止をするものでございます。

より詳細の説明は、引き続き福祉保健部長が説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 第18号議案、府中町保育所保育実施条例を廃止する条例について、補足して説明をさせていただきます。

これまでは保育所保育について、児童福祉法第24条第1項の規定により、各市町村が条例で保育に欠ける事由を定め、この事由に該当する場合に保育を実施してまいりました。子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める事由に該当し、保育が必要と認められる児童に対して保育を実施することとされました。ついては、旧制度に基づく府中町保育所保育実施条例を必要としなくなったため、条例を廃止させていただくものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日とさせていただいております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第16、第18号議案、府中町保育所保育実施条例の廃止について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第16、第18号議案、府中町保育所保育実施条例の廃止については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第１７、第１９議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第１９号議案 平成２７年３月６日提出。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、私立保育園の建てかえに伴う仮園舎用地として使用している日焼山広場に関し、公園機能を廃止する期間を延長するため、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、生活環境部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 第１９号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

第１９号議案参考資料をお開きください。

１の改正の趣旨でございますが、この条例改正につきましては、平成２６年３月議会において、日焼山広場を私立保育園の建てかえに伴う仮園舎用地として使用させるに当たり、同広場に関し平成２７年４月３０日までの間に限り公園機能を廃止するため、条例の一部を改正する議決をいただいておりますが、私立保育園の建てかえに係る工事が、平成２６年８月下旬に広島市で発生した豪雨による土砂災害の影響で工事機材や人手の確保が困難となり、既存園舎の解体工事が大幅に遅延したことにより、新園舎建設工事並びに仮園舎解体工事の工期が５カ月延期となることから、引き続き公園機能を廃止する期間を延長するため、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、２の改正事項でございますが、日焼山広場の公園機能を廃止する期間の末日を、平成２７年４月３０日から平成２７年９月３０日に変更するものでございます。



次に、３の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第１７、第１９号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１７、第１９号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君）　ここで休憩をいたします。再開は２時５分からとします。

(休憩 午後 1 時 5 0 分)

(再開 午後 2 時 0 5 分)

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第１８、第２０議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第20号議案 平成27年3月6日提出。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございますが、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設の整備に伴い、老朽化した大樋の口住宅を廃止するため、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、建設部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 第２０号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、補足して御説明いたします。

第２０号議案参考資料をお開きください。

改正の趣旨でございますが、平成２７年度より工事着手予定であります（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設の整備に伴い、老朽化した大樋の口住宅を廃止するため、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

なお、整備地の一部であります老朽化した大樋の口住宅につきましては、本年度に解体工事を施工しておりまして、残存しておりました２戸を撤去し、現在更地化されております。

改正事項の概要でございますが、本条例中大樋の口住宅を削るものでございます。

この条例の施行期日は、平成２７年４月１日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１８番林議員。

○１８番（林 淳君） ただいまの件について質問します。

１つは、大樋の口にある住宅が何軒減るのか。そして、その後府中町の町営住宅って何戸になるのか。そして、今も説明若干ありましたが、本町に住宅つくる、それが何軒なのか。

以上、お願いします。そのほか建設計画があれば、つけ加えて御答弁お願いします。

○議長（中井元信君） 建設部長。

○建設部長（河中健治君） 林議員の御質問でございます。

大樋の口住宅でございますが、先ほど御説明いたしましたように、残存しておりました２戸につきまして撤去を行いましたので、今住宅はございません。

それと、現在の戸数でございますが、管理戸数でございますが、大樋の口住宅を除く７団地につきまして、管理戸数が１０８戸でございます。３０棟１０８戸でございます。

それと、本町住宅の戸数でございますが、町営住宅部分、３階から５階を計画しておりますが、全部で２０戸でございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第１８、第２０号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１８、第２０号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第１９、第２２号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第２２号議案 平成２７年３月６日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正について。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 第２２号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

最終ページの議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨でございます。

この条例は、府中町民に限定して介護サービスを提供する地域密着型サービスの事業に関し、その人員、設備、運営に関する基準を定めた条例でございますが、当町におきましては、原則国の基準に準拠した内容としておるところでございます。このたび、国において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、当町の条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

改正内容は、介護保険制度の持続可能性を高め、より効果的かつ効率的なサービスを提供するために、利用定員や事業従事者配置基準などの緩和を行う内容となっております。具体的な改正内容については、改正事項の概要にお示ししております。

まず、（１）認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護についてでございます。いわゆる認知症グループホームでございますが、グループホームでは入所者以外に通所介護を受け入れることができますが、従来は施設で３人までとされていたものを、共同生活住居の単位、これをユニットというふうにいいますが、そのユニッ

トごとに３人までといたします。また、グループホームを設置するに当たり、従来は附帯ユニット、２ユニット１８人定員を限度としておりましたが、３ユニット２７人定員まで可能といたします。

今後、急速に増加が見込まれる認知症高齢者への対応を強化するために、基準を見直すものでございます。

次に、（２）小規模多機能型居宅介護についてでございます。通い、訪問介護、泊まりが一体的に利用できる小規模多機能型居宅介護の登録定員を現行の２５人から２９人に改正いたします。また、通いサービスの利用定員を現行の１５人から１８人に改正いたします。

施設に入所することなく、在宅で過ごされる方への支援の強化を目的としたものでございます。

次に、（３）複合型サービスについてでございます。このサービスは、医療依存度の高い要介護者に対して、従来の小規模多機能型居宅介護の形態に訪問看護の機能を付加したサービスでございます。サービスの名称に関し、従来複合型サービスと言われていたものを、看護小規模多機能型介護に改めます。また、登録定員を現行の２５人から２９人に改正し、通いサービスの利用定員を現行の１５人から１８人に改正いたします。

増加しつつある医療ニーズの高い高齢者を在宅で支えていける基盤を強化するためのメニューでございますが、現時点では町内でこのサービスはなく、全国的にもなかなか普及が進んでいないという状況にはございます。

次に、（４）介護従事者の兼務範囲の拡大についてでございます。地域密着型事業所の従事者が、併設または隣接する施設や事業所の従事者として兼務することができる範囲を拡大し、業務に支障のない範囲で人員配置基準の緩和を行います。

現在、介護事業者にとって、介護従事者の確保は大変深刻な問題になっております。利用者への処遇に影響がないことを前提に、基準の緩和を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成２７年４月１日からとさせていただきます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

1 2 番木田議員。

○1 2 番（木田圭司君） （3）は町内にはないということは今お聞きしたんですけど、ほかの部分で町内にどれぐらいどれに該当する施設があるのかを教えてください。

それと、これは地域密着ということなんだろうと思うんですけど、いうことはじゃけ、サービスつき高齢者住宅とかは当てはまらないということではよろしいかということをお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（立石佳之君） まず、ただいま木田議員さんの御質問でございますが、町内事業所、まず認知症対応型通所介護、こちらは1施設ございます。共用型といたしまして、グループホームに共用、一緒にやるというのは、また1つあります。ですから、施設としては2施設という形になっています。

そして、認知症対応型共同生活介護、これグループホームということになりますので、町内に4事業所となります。

続いて、小規模多機能型居宅介護事業所、これは町内本町に1カ所ございます。

また、この条例の中にはあるんですが、定期巡回型とかそういったものは、第5期計画まででは指定をしておりません。

そして、夜間対応型の訪問、これを1事業所しております。

そして、小規模、いわゆる特養、これが現在2カ所指定しております。

サービスつき高齢者向け住宅につきましては、この条例では該当になっておりません。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかに質疑ございますか。

3 番繁政議員。

○3 番（繁政秀子君） 現在、建設を頑張ってる福寿苑よね。これはこれの対象になっとるんが何件あるのか。できれば、今建てよってですから、少しちょっとお金がようけかかるかどうか知りませんが、お願いして、施設をちょっとふやしてもらようなことを言ってみられたらどうかなと思いますが、どうですか。

○議長（中井元信君） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（立石佳之君） もう建設に取りかかっておられますので。

今ちょっと御説明しました小規模特養を現在、府中福寿苑さんは建設をしておられ

ます。ここに併設をされておりますのが、この条例では指定外になります。県の指定になります、いわゆるショートステイ。これが29人の今定員の予定で建設を進めておられます。また、先ほどちょっとお話がありましたサービスつき高齢者向け住宅。これが10床併設をされる予定でございます。

ですから、この条例でかかわってくるというのは小規模特養、29人までの定員のものについては、この条例にかかわってきます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかになければ、質疑をここで終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第19、第22号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第19、第22号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第20、第23号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第23号議案 平成27年3月6日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、引き続き福祉保健部長がいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 第２３号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

さきの条例、第２２号議案で御審議いただきました条例は、要介護者を対象とした介護サービスを提供する事業に関する基準を定める条例でございましたが、この２３号議案で御提案する条例は、要支援者を対象とした介護予防サービスを提供する事業に関する基準を定める条例でございます。

最終ページの議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨でございます。この条例は、府中町民に限定して介護予防サービスを提供する地域密着型サービスの事業に関し、その人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法に関する基準を定めた条例でございますが、当町におきましては原則国の基準に準拠した内容としております。このたび、国におきましてその基準の一部が改正されたことに伴いまして、当町の条例の一部改正を提案させていただくものでございます。



改正内容は、第２２号議案で御審議いただきました内容とほぼ同様でございますが、複合型サービスにつきましては、介護予防サービスの中に位置づけられておりませんので、本件条例には含まれておりません。

最後に、施行期日でございますが、平成２７年４月１日からの施行とさせていただきます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

日程第２０、第２３号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第２０、第２３号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第２１、第２５号議案、府中町火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第２５号議案 平成２７年３月６日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、消防長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 第25号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第25号議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨ですが、消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正事項の概要ですが、平成24年5月13日の早朝、福山市でホテル火災が発生し、7名が死亡、3名が負傷する惨事となりました。この火災を受け、消防法施行令の一部が改正され、旅館、ホテル等に対する自動火災報知設備の設置基準が強化されました。旅館、ホテル等は、消防法施行令別表第1では5項イに区分されていますが、現行ではこの5項イの延べ面積が300平方メートル以上のものに自動火災報知設備の設置義務があります。これを改正令では面積基準をなくして、5項イに該当するものは全て自動火災報知設備を設置することになるものでございます。

このことにより、現在府中町火災予防条例では、第41条第1項第1号により、5項イの防火対象物は、延べ面積が150平方メートル以上のものには自動火災報知設備を設けなければならないとしておりますが、改正令が施行されると、この条例の規定は意味をなさないものとなりますので、この規定を削除するものでございます。

施行期日は、改正令の施行日と同様に平成27年4月1日としております。

なお、本町では、今回の政令改正により自動火災報知設備の設置を要する5項イの防火対象物はありません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

日程第21、第25号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、日程第21、第25号議案、府中町火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第22、第26号議案、教育長任命の同意についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第26号議案 平成27年3月6日提出。

教育長任命の同意について。

府中町教育長に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(昭和26年法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 和多利義之

住所といたしましては、広島県山県郡北広島町大朝4564番地、氏名は高杉良知氏、現職の方を再任をさせていただくということでございますが、任命同意に当たりまして、若干補足をさせていただきたいと、このように思います。

現教育長である高杉良知氏は、平成27年3月31日に教育委員としての任期が満了します。引き続き同氏に府中町教育行政の中樞を担っていただきたいと考えておりますので、高杉良知氏を再任させていただくことについて、議会の同意をいただきました。

いと、こういうことでございます。これまでは教育委員としての任命でしたが、教育委員会制度の改正があり、首長が議会の同意を得て直接教育長を任命することとなりましたので、今回からは教育長として同氏を任命することについて、議会の同意をお願いをさせていただくものでございます。

高杉氏は、新たな制度での初代の教育長ということですが、実質的には2期目ということになります。また、高杉氏、昭和28年1月3日生まれ、62歳でございますが、経歴につきましては皆さん御承知のとおりであります。昭和51年から今日に至るまで、学校現場、教育行政の両面において、豊富な経験と識見をお持ちの方でございます。

任期は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。御同意をいただきますよう、お願いをいたしまして、提案説明にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件は人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第22、第26号議案、教育長任命の同意については、原案のとおり同意することを決定いたしました。

それでは、早速ではございますが、教育長に御挨拶をいただきたいと思います。

御登壇をお願いします。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 議長のお許しをいただきましたので、高いところからでは失礼でございますけれども、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

先ほど、来年度から3年間、私を教育長として町長が任命をすることにつきまして、議会の皆様方の御同意をいただいたということでございました。私は、4年前の平成23年4月1日に教育委員として辞令をいただきました。そして同日、教育委員会議において、教育長として任命をいただきました。この4年間、これまで府中町の多くの先人の方々により、営々と築き上げてこられた教育を基盤に、地域ぐるみの人材育

成を基本方針に掲げ、挨拶、感謝、志をキーワードに現在の社会の動向も踏まえながら、学校教育、社会教育の充実、さらには家庭教育の支援に微力ながら取り組んでまいりました。その間、議員の皆様方の多くの御支援に大変感謝をいたしております。しかしながら、まだまだ十分にでき上がったというふうには思っておりません。多くの課題もございます。

平成27年4月1日から新しい教育委員会制度のもとに、議員の皆様はもとより関係機関、団体の方々、町民の皆様方の御理解、御協力をいただきながら、府中町の教育がますます充実、発展するよう、誠心誠意力を尽くしてまいりたいというふうに思いますので、議員の皆様方のますますの御指導、また御支援についてよろしくお願いをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

(拍手)

○議長（中井元信君） ありがとうございます。教育長におかれましては、4月から新たな制度のもと新教育長として町長と連携をして府中町教育行政に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いをします。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第23、第27号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第27号議案、平成27年3月6日提出。

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について。

府中町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 和多利義之

氏名でございますが、住所は広島県安芸郡府中町八幡四丁目3番40号、氏名が・丸勝子氏と、こういうことでございますが、若干補足して説明をしておきたいと、このように思います。

3期9年間にわたり固定資産評価審査委員会委員を務めていただいた西本勝汎氏の任期が平成27年3月21日をもって満了することに伴い、その後任について議会の

同意を求めさせていただくものでございます。

固定資産評価審査委員会委員の定数は３人でございますが、現在は慶徳輝昭、元職員であった方でございますが、この方と、檜崎晶子氏、これは税理士さんということでございますが、そして西本勝汎氏に就任をしていただいておりますが、このたび西本氏にかわり、新たに基丸勝子氏を議会の同意を得て選任したく、提案をするものでございます。

なお、基丸勝子氏は昭和１７年３月１３日生まれ、７２歳と若くはございませんけれども、八幡四丁目にお住まいの女性の方で、昭和４７年、宅地建物取引業の会社を設立され、今日まで第一線で活躍をされておるなど、土地家屋に関する専門的知識と経験をお持ちの方でございます。

任期につきましては、平成２７年３月２２日から平成３０年３月２１日までの３年間ということでございます。よろしく皆さん方の御同意をいただきますようお願いをいたしまして、提案にかえたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件は人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第２３、第２７号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第２４、議員提出第１号議案、府中町議会委員会条例の一部改正についてを議題に供します。

本件につきましては、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第２４、議員提出第１号

議案、府中町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第２５、町長施政方針を議題に供します。

町長。

○町長（和多利義之君） 平成２７年度施政方針。

平成２７年度予算を提起するに当たり、施策の一端を明らかにし、住民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いをさせていただきたいと、このように存じます。

最近の国内経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、昨年実施をされた消費税増税等に伴い、個人消費等に足踏み状態が見られ、アベノミクスによる経済効果が十分に進展していない状況にあります。こうした現状認識を踏まえ、昨年末に国は打開策として、消費税率の１０％への引き上げ時期を平成２７年１０月から平成２９年４月に延期するとともに、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に加え、人口減少社会対策や東京一極集中解消等の施策を打ち出しており、一步一步安定化への道が開けるのではないかと期待をしているところです。

一方で、ここに来て、発展途上国の低迷やシェールオイルの開発などで原油の下落やＥＵ経済の不安定化の影響が考えられますが、若干不安材料があるとしても、総じては大きな影響にならないかと思っているところでございます。

こうした中、平成２７年度当町の予算編成傾向として、歳入面ではアベノミクス効果による法人町民税等増収や地方財政対策の目玉となる普通交付税に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」の活用など、十分分析をしながら事業財源の確保をすることとしています。

歳出面では、平成２６年度補正事業との切れ目のない一体的な取り組みにおいて、当町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、既存の事業に加え、新たな事業予算を確保し、より多くの課題解消をすることとしています。

平成２７年度の主な事業としては、今日の大きな情勢としての人口減少対策を随所に盛り込みながら、継続事業である公共下水道整備事業、学校施設耐震化事業、向洋駅周辺土地区画整理事業を中心に、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設等整備、南小学校青崎東線整備、補助街路整備、道路改良、橋りょう長寿命化、ふれあい福祉セ

ンターへの太陽光発電システム設置などの施策を進めていくことといたしております。

中でも、学校施設耐震化は、予算上は国庫補助のかさ上げ期限の平成27年度で耐震化率が100%になる予定といたしております。また、広島市東部地区連続立体交差事業の町域外区域も、昨年末の情報のとおり前に進む様相にあり、当町の向洋駅周辺土地地区画整理事業への支障も和らげばと思っています。

ソフト面では、行政サービスの形が大きく変化をする「子ども・子育て支援新制度」「社会保障・税番号制度」に適切に対応するとともに、5年に1度の国勢調査を実施します。また、平成27年度から始まる「第6期介護保険事業計画」も円滑に推進するとともに、教育については、教育委員会制度が変わることから、新たに「総合教育会議」を設置して、学力の向上やいじめ・不登校対策などにも最善を尽くしてまいります。

また、女性の社会進出支援や少子化対策についても旧倍の努力をしてまいります。さらに、福祉の充実や環境、安心安全、平和、人権等の既存の施策も維持発展をすべく努力をし、「誰もが住みたいまちづくり」を引き続き追及してまいります。

特に、平成27年度は、平成28年度からの第4次総合計画の策定をまとめ上げなければなりません。第4次総合計画は当町のまちづくりの総仕上げ的な期間になると思いますので、これからの大きな課題である人口減少対策、安心安全対策等の基盤整備を最大限に盛り込んでまいります。同計画期間内に実施が難しいと思われる長期的な施策についても、考え方だけでも盛り込んでおきたいと、このように思っております。

引き続き、皆様方の御支援と御協力をお願いをさせていただきます、施政方針にかえたいと、このように思います。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君）　　ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、3月9日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　　御異議なしと認めます。よって、本日は延会とし、3月9日午前9時30分から会議を開くことに決し、これをもって延会といたします。御苦労さ



までした。

(延会 午後 2時55分)